

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知の上参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
4K6Z13F00390		4L611CC0023					
品名 または 件名							
キャリア採用幹部募集業務部外委託（電子技術－電子技術） ほか3件							
部品番号 又は 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	EA						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
陸幕			陸幕				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和6年7月30日（火）～令和7年3月31日（月）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/>）

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

提出日時場所：令和6年7月25日（木）13時30分 中央会計隊入札室（E―1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除，契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：予定総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

（1）入札に関する条件

仕様書第4項の1については契約相手方の要件を確認できる書面を下記へ提出し、令和6年7月23日（火）までに確認を得るものとする。

提出先：陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課 山田（TEL:03-3268-3111 内線40327）

（2）入札の方法

ア 本入札は、各品目ごとの1人当たりの人材紹介費用に対して採用の決定に至った人数を乗じた金額の総品目合計「予定総額」により行う。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書については別添を使用すること。

（3）契約書作成の要否

ア 契約金額の多寡にかかわらず契約書を作成し提出すること。

契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

- イ 適用する特約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「保有個人情報等の保護に関する特約条項」
「単価契約に関する特約条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）まで担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール、FAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所
別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先

(ア) 入札に関する事項

中央会計隊契約科第3班 當銘（とうめ） (TEL:03-3268-3111 内線47555)
(FAX:03-5269-5135 (直通))

(イ) 仕様書に関する事項

陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課 山田 (TEL:03-3268-3111 内線40327)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書	
キャリア採用幹部募集業務部外委託 (電子技術－電子技術)	仕様書番号
	陸幕募援課－０００１５５
	防衛大臣承認 令和 年 月 日
	作 成 令和 6年 6月 24日
	変 更 令和 年 月 日
	作成部隊等名 陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、令和6年度キャリア採用幹部募集業務委託（電子技術－電子技術）（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合は、法令等を除き、この仕様書の規定が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

防衛省本省における保有個人情報等の安全確保等に関する訓令[防衛庁訓令第29号
(4.3.28)]

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

官側に代わり、契約期間における令和6年度第2回キャリア採用幹部採用試験の募集業務の代行を行うものとする。

2.2 キャリア採用幹部の募集業務に関する要求

a) 官側に代わり、転職希望者等に対して勧誘から入隊までの間のキャリア採用幹部の募集業務全般を代行するものとする。この際、求職者の登録する人材データベース等は契約の相手方が準備するものとする。

b) 募集対象については、次のとおりとするほか、令和6年度陸上自衛隊キャリア採用幹部採用要項の応募資格を満たす者とする。

1) 区 分

陸上自衛隊キャリア採用幹部

2) 応募部門

電子技術－電子技術

3) 経過年数

5年以上

4) 採用上限数

1名

5) 採用の決定

人事発令をもって採用の決定とする。

c) 契約の相手方は、一カ月に一度を基準に、募集業務の進捗状況について官側に報告するものとする。

d) 上記の a)、b)、c)によるほか、細部は、官側との調整によるものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約の相手方の条件

a) 契約の相手方は厚生労働省の定める職業紹介優良事業者認定制度を有するものとする。

b) 保有する求職登録者数（理系、院卒）が1万名以上であるものとする。

c) 契約の相手方は、上記の認可及び受託する能力について、入札日の2日前までに募集・援護課に確認を受けるものとする。

4.2 契約金額・契約形態

本契約における契約金額は、採用の決定に至った場合の成功報酬で決定するものとし、契約金額は1人当たりの人材紹介費用に対して採用の決定に至った人数を乗じた金額とする。

4.3 秘密保全

秘密保全は、次によるほか、細部は、官側との調整による。

a) 契約の相手方が第三者に従事させる場合には、図1による。

b) 本役務の履行に当たり“防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令”に示す個人情報などは、漏えい又は他に転用してはならない。契約履行後も同様とする。

4.4 官側の支援

契約の相手方は、本役務履行に当たり、募集・援護課が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

なお、支援を受ける場合は、事前に監督官に申請するものとする。

- a) 試験（確認）など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- b) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- c) その他契約履行に必要な事項

4.5 不具合等の処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

(第三者に従事させる場合の届出)

- 1 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、可能な限り正社員を作業に従事させるよう努めるものとする。
- 2 第三者（契約の相手方を除く本役務の履行に係る作業に従事させるすべての事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。）をいう。以下同じ。）に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、担当官に当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。ただし、輸送その他の情報システムの内容を知りえないと契約の相手方が認める役務に従事させる場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して担当官に届け出るものとする。

(写しの送付)

担当官は、契約の相手方から届出のあった書面について、受付を行った後、その写しを契約の相手方に送付するものとする。

(納入先部隊等で作業を実施する場合の届出)

- 1 本役務の履行に当たり、納入先部隊等において作業（輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと契約の相手方が認める役務を除く。）を実施する必要がある場合には、本役務に係る受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の1第2項の補助者として担当官が契約の相手方に通知した者をいう。）に作業従事者名簿（作業従事者管理日報を含む。以下同じ。）を届け出るものとする。ただし、納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等が実施される場合には、当該部隊等に所属する者で担当官が契約の相手方に通知した作業確認者に作業従事者名簿を届け出るものとする。
- 2 第三者に従事させる場合には、担当官から送付のあった書面の写しを届出書に添付するものとする。
- 3 契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合においては、当該第三者に当該届出をさせることができる。
- 4 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して受領検査官又は使用責任者に届け出るものとする。

(責務)

契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合であっても、契約上の責任を免れることはできない。

図1－第三者に従事させる場合等の届出

調達要求番号：第 4L611CC0023 号

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
キャリア採用幹部募集業務部外委託 (電子技術一解析)	仕様書番号	
	陸幕募援課－０００１５６	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作成	令和 6 年 6 月 24 日
	変更	令和 年 月 日
作成部隊等名		陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、令和6年度キャリア採用幹部募集業務委託（電子技術一解析）（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合は、法令等を除き、この仕様書の規定が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

防衛省本省における保有個人情報等の安全確保等に関する訓令[防衛庁訓令第29号
(4.3.28)]

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

官側に代わり、契約期間における令和6年度第2回キャリア採用幹部採用試験の募集業務の代行を行うものとする。

2.2 キャリア採用幹部の募集業務に関する要求

a) 官側に代わり、転職希望者等に対して勧誘から入隊までの間のキャリア採用幹部の募集業務全般を代行するものとする。この際、求職者の登録する人材データベース等は契約の相手方が準備するものとする。

b) 募集対象については、次のとおりとするほか、令和6年度陸上自衛隊キャリア採用幹部採用要項の応募資格を満たす者とする。

1) 区 分

陸上自衛隊キャリア採用幹部

- 2) 応募部門
電子技術－解析
- 3) 経過年数
1年以上
- 4) 採用上限数
1 名
- 5) 採用の決定
人事発令をもって採用の決定とする。
- c) 契約の相手方は、一カ月に一度を基準に、募集業務の進捗状況について官側に報告するものとする。
- d) 上記の a)、b)、c)によるほか、細部は、官側との調整によるものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下，“担当官”という。）の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約の相手方の条件

- a) 契約の相手方は厚生労働省の定める職業紹介優良事業者認定制度を有するものとする。
- b) 保有する求職登録者数（理系、院卒）が1万名以上であるものとする。
- c) 契約の相手方は、上記の認可及び受託する能力について、入札日の2日前までに募集・援護課に確認を受けるものとする。

4.2 契約金額・契約形態

本契約における契約金額は、採用の決定に至った場合の成功報酬で決定するものとし、契約金額は1人当たりの人材紹介費用に対して採用の決定に至った人数を乗じた金額とする。

4.3 秘密保全

秘密保全は、次によるほか、細部は、官側との調整による。

- a) 契約の相手方が第三者を従事させる場合には、図1による。
- b) 本役務の履行に当たり“防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令”に示す個人情報などは、漏えい又は他に転用してはならない。契約履行後も同様とする。

4.4 官側の支援

契約の相手方は、本役務履行に当たり、募集・援護課が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

なお、支援を受ける場合は、事前に監督官に申請するものとする。

- a) 試験（確認）など契約の相手方自身で行うことができず，官側の支援が必要な事項
- b) 官側の保有する施設，設備，機器，電力，用水などの使用及び操作に関する事項
- c) その他契約履行に必要な事項

4.5 不具合等の処理

本役務の履行に当たり，不具合などが発生した場合は，速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

(第三者に従事させる場合の届出)

- 1 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、可能な限り正社員を作業に従事させるよう努めるものとする。
- 2 第三者（契約の相手方を除く本役務の履行に係る作業に従事させるすべての事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。）をいう。以下同じ。）に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、担当官に当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。ただし、輸送その他の情報システムの内容を知りえないと契約の相手方が認める役務に従事させる場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して担当官に届け出るものとする。

(写しの送付)

担当官は、契約の相手方から届出のあった書面について、受付を行った後、その写しを契約の相手方に送付するものとする。

(納入先部隊等で作業を実施する場合の届出)

- 1 本役務の履行に当たり、納入先部隊等において作業（輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと契約の相手方が認める役務を除く。）を実施する必要がある場合には、本役務に係る受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の補助者として担当官が契約の相手方に通知した者をいう。）に作業従事者名簿（作業従事者管理日報を含む。以下同じ。）を届け出るものとする。ただし、納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等が実施される場合には、当該部隊等に所属する者で担当官が契約の相手方に通知した作業確認者に作業従事者名簿を届け出るものとする。
- 2 第三者に従事させる場合には、担当官から送付のあった書面の写しを届出書に添付するものとする。
- 3 契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合においては、当該第三者に当該届出をさせることができる。
- 4 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して受領検査官又は使用責任者に届け出るものとする。

(責務)

契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合であっても、契約上の責任を免れることはできない。

図1－第三者に従事させる場合等の届出

調達要求番号：第 4L611CC0023 号

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
キャリア採用幹部募集業務部外委託 (機械技術－機械計測)	仕様書番号		
	陸幕募援課－０００１５７		
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和 ６年	６月 ２４日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、令和６年度キャリア採用幹部募集業務委託（機械技術－機械計測）（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合は、法令等を除き、この仕様書の規定が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

防衛省本省における保有個人情報等の安全確保等に関する訓令[防衛庁訓令第２９号
(４.３.２８)]

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

官側に代わり、契約期間における令和６年度第２回キャリア採用幹部採用試験の募集業務の代行を行うものとする。

2.2 キャリア採用幹部の募集業務に関する要求

- 官側に代わり、転職希望者等に対して勧誘から入隊までの間のキャリア採用幹部の募集業務全般を代行するものとする。この際、求職者の登録する人材データベース等は契約の相手方が準備するものとする。
- 募集対象については、次のとおりとするほか、令和６年度陸上自衛隊キャリア採用幹部採用要項の応募資格を満たす者とする。

1) 区 分

陸上自衛隊キャリア採用幹部

2) 応募部門

機械技術—機械計測

3) 経過年数

5年以上

4) 採用上限数

1 名

5) 採用の決定

人事発令をもって採用の決定とする。

c) 契約の相手方は、一カ月に一度を基準に、募集業務の進捗状況について官側に報告するものとする。

d) 上記の a)、b)、c)によるほか、細部は、官側との調整によるものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約の相手方の条件

a) 契約の相手方は厚生労働省の定める職業紹介優良事業者認定制度を有するものとする。

b) 保有する求職登録者数（理系、院卒）が1万名以上であるものとする。

c) 契約の相手方は、上記の認可及び受託する能力について、入札日の2日前までに募集・援護課に確認を受けるものとする。

4.2 契約金額・契約形態

本契約における契約金額は、採用の決定に至った場合の成功報酬で決定するものとし、契約金額は1人当たりの人材紹介費用に対して採用の決定に至った人数を乗じた金額とする。

4.3 秘密保全

秘密保全は、次によるほか、細部は、官側との調整による。

a) 契約の相手方が第三者に従事させる場合には、図1による。

b) 本役務の履行に当たり“防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令”に示す個人情報などは、漏えい又は他に転用してはならない。契約履行後も同様とする。

4.4 官側の支援

契約の相手方は、本役務履行に当たり、募集・援護課が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

なお、支援を受ける場合は、事前に監督官に申請するものとする。

- a) 試験（確認）など契約の相手方自身で行うことができず，官側の支援が必要な事項
- b) 官側の保有する施設，設備，機器，電力，用水などの使用及び操作に関する事項
- c) その他契約履行に必要な事項

4.5 不具合等の処理

本役務の履行に当たり，不具合などが発生した場合は，速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

(第三者に従事させる場合の届出)

- 1 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、可能な限り正社員を作業に従事させるよう努めるものとする。
- 2 第三者（契約の相手方を除く本役務の履行に係る作業に従事させるすべての事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。）をいう。以下同じ。）に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、担当官に当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。ただし、輸送その他の情報システムの内容を知りえないと契約の相手方が認める役務に従事させる場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して担当官に届け出るものとする。

(写しの送付)

担当官は、契約の相手方から届出のあった書面について、受付を行った後、その写しを契約の相手方に送付するものとする。

(納入先部隊等で作業を実施する場合の届出)

- 1 本役務の履行に当たり、納入先部隊等において作業（輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと契約の相手方が認める役務を除く。）を実施する必要がある場合には、本役務に係る受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の補助者として担当官が契約の相手方に通知した者をいう。）に作業従事者名簿（作業従事者管理日報を含む。以下同じ。）を届け出るものとする。ただし、納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等が実施される場合には、当該部隊等に所属する者で担当官が契約の相手方に通知した作業確認者に作業従事者名簿を届け出るものとする。
- 2 第三者に従事させる場合には、担当官から送付のあった書面の写しを届出書に添付するものとする。
- 3 契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合においては、当該第三者に当該届出をさせることができる。
- 4 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して受領検査官又は使用責任者に届け出るものとする。

(責務)

契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合であっても、契約上の責任を免れることはできない。

図1—第三者に従事させる場合等の届出

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
キャリア採用幹部募集業務部外委託 (機械技術一解析)	仕様書番号	
	陸幕募援課一〇〇〇一五八	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作成	令和 6 年 6 月 24 日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、令和6年度キャリア採用幹部募集業務委託（機械技術一解析）（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合は、法令等を除き、この仕様書の規定が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

防衛省本省における保有個人情報等の安全確保等に関する訓令[防衛庁訓令第29号
(4.3.28)]

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

官側に代わり、契約期間における令和6年度第2回キャリア採用幹部採用試験の募集業務の代行を行うものとする。

2.2 キャリア採用幹部の募集業務に関する要求

a) 官側に代わり、転職希望者等に対して勧誘から入隊までの間のキャリア採用幹部の募集業務全般を代行するものとする。この際、求職者の登録する人材データベース等は契約の相手方が準備するものとする。

b) 募集対象については、次のとおりとするほか、令和6年度陸上自衛隊キャリア採用幹部採用要項の応募資格を満たす者とする。

1) 区 分

陸上自衛隊キャリア採用幹部

- 2) 応募部門
機械技術一解析
- 3) 経過年数
5年以上
- 4) 採用上限数
1 名
- 5) 採用の決定
人事発令をもって採用の決定とする。
- c) 契約の相手方は、一カ月に一度を基準に、募集業務の進捗状況について官側に報告するものとする。
- d) 上記の a)、b)、c)によるほか、細部は、官側との調整によるものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約の相手方の条件

- a) 契約の相手方は厚生労働省の定める職業紹介優良事業者認定制度を有するものとする。
- b) 保有する求職登録者数（理系、院卒）が1万名以上であるものとする。
- c) 契約の相手方は、上記の認可及び受託する能力について、入札日の2日前までに募集・援護課に確認を受けるものとする。

4.2 契約金額・契約形態

本契約における契約金額は、採用の決定に至った場合の成功報酬で決定するものとし、契約金額は1人当たりの人材紹介費用に対して採用の決定に至った人数を乗じた金額とする。

4.3 秘密保全

秘密保全は、次によるほか、細部は、官側との調整による。

- a) 契約の相手方が第三者を従事させる場合には、図1による。
- b) 本役務の履行に当たり“防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令”に示す個人情報などは、漏えい又は他に転用してはならない。契約履行後も同様とする。

4.4 官側の支援

契約の相手方は、本役務履行に当たり、募集・援護課が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

なお、支援を受ける場合は、事前に監督官に申請するものとする。

- a) 試験（確認）など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- b) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- c) その他契約履行に必要な事項

4.5 不具合等の処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

(第三者に従事させる場合の届出)

- 1 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、可能な限り正社員を作業に従事させるよう努めるものとする。
- 2 第三者（契約の相手方を除く本役務の履行に係る作業に従事させるすべての事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。）をいう。以下同じ。）に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、担当官に当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。ただし、輸送その他の情報システムの内容を知りえないと契約の相手方が認める役務に従事させる場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して担当官に届け出るものとする。

(写しの送付)

担当官は、契約の相手方から届出のあった書面について、受付を行った後、その写しを契約の相手方に送付するものとする。

(納入先部隊等で作業を実施する場合の届出)

- 1 本役務の履行に当たり、納入先部隊等において作業（輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと契約の相手方が認める役務を除く。）を実施する必要がある場合には、本役務に係る受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の補助者として担当官が契約の相手方に通知した者をいう。）に作業従事者名簿（作業従事者管理日報を含む。以下同じ。）を届け出るものとする。ただし、納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等が実施される場合には、当該部隊等に所属する者で担当官が契約の相手方に通知した作業確認者に作業従事者名簿を届け出るものとする。
- 2 第三者に従事させる場合には、担当官から送付のあった書面の写しを届出書に添付するものとする。
- 3 契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合においては、当該第三者に当該届出をさせることができる。
- 4 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して受領検査官又は使用責任者に届け出るものとする。

(責務)

契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合であっても、契約上の責任を免れることはできない。

図1－第三者に従事させる場合等の届出

入 札 書

調 達 要 求 番 号	4L611CC0023	契約実施計画番号	4K6Z13F00390
-------------	-------------	----------	--------------

金額 ￥

(税抜) (総品目予定総額)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額
キャリア採用幹部募集業務部外委託(電子技術－電子技術)	仕様書のとおり	1	EA		
キャリア採用幹部募集業務部外委託(電子技術－解析)	仕様書のとおり	1	EA		
キャリア採用幹部募集業務部外委託(機械技術－機械計測)	仕様書のとおり	1	EA		
キャリア採用幹部募集業務部外委託(機械技術－解析)	仕様書のとおり	1	EA		
納入(履行)場所	陸幕		納入期限(工期)	令和6年7月30日～令和7年3月31日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6 年 7 月 25 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮 内 修 嗣 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

委 任 状（入札等）

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：
担当者名：
連 絡 先：

令和6年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者